

○箕面市立総合運動場条例

平成十七年六月二十四日

条例第二十七号

(昭和三十九年条例第三二号を全部改正)

改正 平成二二年一〇月八日条例第三六号

平成二四年三月二八日条例第二号

令和元年一二月二〇日条例第二八号

令和元年一二月二〇日条例第三〇号

(設置)

第一条 市民の体育、レクリエーションその他健康で文化的な行事及び箕面市教育委員会（以下「委員会」という。）が認める諸集会の用に供するため、総合運動場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	区分	位置
箕面市立第一 総合運動場	市民体育館	箕面市新稲二丁目一四番四五号
	武道館	箕面市新稲三丁目一二番一号
	市民プール	箕面市新稲四丁目一八番一四号
	市民テニスコート	箕面市桜二丁目一五番地
	市民野球場	箕面市桜二丁目一一三九番地
箕面市立第二 総合運動場	市民体育館	箕面市外院一丁目二番三号
	水泳・水遊場	箕面市外院一丁目
	市民テニスコート	箕面市外院一丁目四七番地の一
	市民多目的グラウンド	箕面市外院一丁目四七番地の一

(事業)

第二条 総合運動場は、次に掲げる事業を行う。

- 一 総合運動場の施設、附属設備等を利用に供する事業
- 二 体育及びレクリエーションに係る指導及び助言に関する事業
- 三 体育及びレクリエーションに係る教室等の開催に関する事業
- 四 体育団体及びレクリエーション団体の育成事業

(指定管理者による管理)

第三条 委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により総合運動場の管理を委員会が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 前条の事業の実施に関すること。
- 二 総合運動場の施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、委員会が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ委員会の承認を得て業務の一部を委託することができる。

（指定管理者の指定手続）

第四条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 委員会は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ総合運動場の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他委員会が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他委員会が定める書類を委員会に提出しなければならない。

4 委員会は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するもののうちから、総合運動場の設置の目的を最も効果的に達成することができることを認められた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- 一 総合運動場を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。
- 二 第二条の事業を効率的に実施できること。
- 三 総合運動場を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

（指定管理者の候補者選定の特例）

第五条 委員会は、前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により委員会が自ら指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

（変更の届出）

第六条 指定管理者は、その名称、所在地その他委員会が定める事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を委員会に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第七条 委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。
- 二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。
- 三 第三条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、総合運動場の管理運営上不適切な行為があったとき。

2 委員会は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(開館時間及び休館日)

第八条 総合運動場の開館時間及び休館日は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲で、あらかじめ委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 指定管理者は、総合運動場の開館時間及び休館日を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

(利用の許可等)

第九条 総合運動場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、総合運動場の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(専用的利用)

第十条 指定管理者は、特に必要と認めるときは、総合運動場の全部又は一部を専用する利用を許可することができる。

(特別の設備の設置等)

第十一条 利用者は、総合運動場を利用するに当たって、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合運動場の利用を許可しない。

- 一 公益を害するおそれがあるとき。
- 二 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十四条第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、総合運動場の管理上支障があると認めるとき。

（入場の制限）

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、総合運動場への入場を禁じ、又は総合運動場からの退場を命ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者

（利用の許可の取消し等）

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができる。

- 一 利用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わないとき。
- 二 利用者が虚偽の申請等により許可を受けたことが判明したとき。
- 三 暴力団の利益になるとき。
- 四 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市が総合運動場を利用する必要があるとき。

ロ 総合運動場が利用できないと委員会が認めるとき。

（利用料金）

第十五条 利用者は、総合運動場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ委員会の承認を得て利用料金を定めるものとする。
- 3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

5 指定管理者は、箕面市教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を委員会規則で定める基準に従い、還付することができる。

（指定管理者が行う個人情報の取扱い）

第十六条 指定管理者は、総合運動場の管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 総合運動場の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

（意見の聴取）

第十七条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十二条第三号又は第十四条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう委員会に求めるものとする。

2 委員会は、前項の規定による求めがあったときは、第十二条第三号又は第十四条第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

（原状回復義務）

第十八条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第七条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、委員会が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第十九条 指定管理者又は利用者は、総合運動場の施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、委員会の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

（権利譲渡等の禁止）

第二十条 利用者は、許可を受けた総合運動場の利用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（委任）

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他総合運動場の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(選定事業者を指定管理者に指定する場合の特例)

3 委員会は、第二総合運動場の水泳・水遊場の最初の指定管理者の指定手続については、第四条の規定にかかわらず、当該水泳・水遊場の建設に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第八条第一項の規定により選定した民間事業者（次項において「選定事業者」という。）を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

4 第四条第三項の規定は、前項の規定により選定事業者を指定管理者の候補者として選定する場合について準用する。

(経過措置)

5 指定の期間の満了又は第七条の規定による指定の取消しに伴う指定管理者の交代があった場合は、前任の指定管理者が行った許可は、後任の指定管理者が行った許可とみなす。

附 則（平成二二年条例第三六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年条例第二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第二八号）

この条例は、令和二年一月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第三〇号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において箕面市教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(箕面市立総合運動場条例第一条の表に係る部分を除く。)及び次項の規定 公布の日

二 第二条の規定 令和二年四月一日

(準備行為)

- 2 第一条の規定による改正後の箕面市立総合運動場条例第一条の規定により新たに設置される第二総合運動場の水泳・水遊場の管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。